

## こうちの木に住まいづくり助成事業の運用について

### 第1 趣旨

この運用は、こうちの木に住まいづくり助成事業費補助金交付要綱（以下「要綱」という。）の運用について、必要な事項を定めるものとする。

### 第2 運用

#### 1 補助金の交付の申請について

- (1) 要綱第9条に規定する別表第2「積上補助タイプ」に掲げる書類および図書のうち、「補助対象部位の木材の使用状況及び施工状況を確認することができる写真」については、県の指定する審査機関（以下「審査機関」という。）による内容確認が完了したことを証する書面を添付することにより、これに替えることができるものとする。
- (2) 前号の規定の適用を受けようとする者は、県からのこうちの木に住まいづくり助成事業実施申込書受理通知後、審査機関で補助申請に必要な審査を受けるものとする。
- (3) 第1号及び第2号の適用の範囲については、補助申請の対象となる住宅が幡多地域に建築するもの及び代理者の所在地が幡多地域のものは除く。

#### 2 現地確認審査について

補助金の交付を申請する者は、補助金の交付申請までに県または審査機関による現地審査を完了したことが確認できる場合に限り、要綱第9条別表第2「積上補助タイプ」に定める書類及び図書の一部を省略することができる。

#### 3 建築士事務所等の確認書類について

同一年度に複数の代理者となる建築士事務所の登録を確認する事ができる書類等は、その年度における最初の届出に添付することで、以降の添付を省略することができる。ただし、年度途中で有効期間が満了した場合及び登録内容の変更をした場合は、再度添付すること。

#### 4 補助対象経費の書類について

国、市町村が実施する他事業と併用する場合に添付する補助対象経費が確認可能な内訳表等とは、工務店から建築主への県内乾燥木材の購入に要する経費を記載した納品書又は請求書をいう。なお、補助対象経費にプレカット等の加工経費は含まない。

#### 5 含水率検査を行っている写真について

補助対象部位の木材の含水率検査を行っている写真は、含水率計の設定が確認できるように撮影すること。また、必要に応じて測定部位のわかる遠景、含水率の数値を確認できる接近した写真を撮影すること。なお、写真は申請者が管理することとし、申請書への添付は1枚とする。

ただし、製材の日本農林規格で規定する人工乾燥処理構造用製材、機械等級区分構造用製材及び集成材の日本農林規格で規定する構造用集成材について、含水率が20パーセント以下（梁、桁、母屋及び棟木にあっては25パーセント以下）であることが表示された製品は含水率検査を省略することができることと

する。

#### 6 木材使用明細書兼合法木材証明書及び添付書類について

- (1) 木材使用明細書兼合法木材証明書の樹種欄は、樹種名（杉、桧、松、RW等）を記載することとし、集成材は備考欄へ集成材と記載すること。
- (2) 県内産JAS製品の補助を受ける場合は、対象となる材の備考欄にJASの等級を記載すること。
- (3) 木材の売買等に携わった合法木材供給事業者名簿の作業した業種欄は、原木流通、製材流通、製材、プレカットの別を記載すること。
- (4) 県外事業者を経由した場合の高知県産材出荷証明は、納品書に高知県産材であることを記載したものであることができる。任意様式により高知県産材であることを証明する場合は、納品された品名及び納品日がわかるよう記載すること。

#### 7 内装木質化について

- (1) 補助対象となる使用数量は施工実数量（壁芯寸法で算定した面積）で、階ごとに平方メートルを単位とし小数点第4位以下の端数は切り捨てること。なお、補助金の算定に係る部分の面積算定図は、内装木質化した箇所が分かるよう該当箇所を色付けすること。
- (2) 補助対象は完成時に目視できる部分とし、前号により積算した県産乾燥材使用面積に0.9を乗じた数量とする。

#### 8 併用住宅について

補助対象となる基本部位及びその他の部位の使用量は、住宅部分と住宅全体の延べ床面積比按分（小数点第4位切り捨てる）を乗じた値（小数点第4位切り捨てる）により算出する。なお、内装木質化にあつては、住宅部分に限る。

#### 附則

この運用は、平成29年8月4日から施行し、平成29年度事業から適用する。

#### 附則

この運用は、平成31年3月19日から施行し、平成31年度事業から適用する。

#### 附則

この運用は、令和2年3月24日から施行し、令和2年度事業から適用する。

#### 附則

この運用は、令和3年3月24日から施行し、令和3年度事業から適用する。

#### 附則

この運用は、令和3年3月31日から施行し、令和3年度事業から適用する。

#### 附則

この運用は、令和4年3月24日から施行し、令和4年度事業から適用する。

#### 附則

この運用は、令和5年3月23日から施行し、令和5年度事業から適用する。

#### 附則

この運用は、令和7年3月25日から施行し、令和7年度事業から適用する。